

第359回 兵庫県議会議案 説明資料

【予算関係】

- 1 令和4年度9月補正予算（緊急対策）
・歳出予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【条例関係】

- 2 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

令和4年10月
環 境 部

1 令和4年度9月補正予算(緊急対策)【環境部関係】

(1) 補正予算編成の考え方

県民生活の安定化に向けた支援

コロナ禍において物価高騰の影響を受ける県民生活を応援するため、光熱水費等の高騰の影響を受ける施設等を支援する。

(2) 補正予算の規模

(単位:百万円)

区分	今回 補正額	財源内訳					
		国庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
一般会計	1	1	0	0	0	0	0

(3) 事業の概要

① 県民生活の安定化に向けた支援

ア 物価高騰影響の緩和

(ア) 県立施設等の光熱水費高騰対策 1,000千円(国庫1,000千円)

電気料金等の高騰に伴い、県立施設における冷暖房費等の施設維持費が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を措置。

環境部:ひょうご環境体験館

2 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例

【第80号議案】

(1) 制定の理由

- ① 水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第3条第3項において、都道府県は、水濁法の排水基準によっては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められるときは、条例で、水濁法の排水基準にかえて、よりきびしい排水基準（以下「条例基準」という。）を定めることができることとされている。
- ② 県では、水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例において条例基準を定めており、条例基準を適用する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）は、水濁法に規定する特定施設及び瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）に規定するみなし指定地域特定施設を設置する工場又は事業場としている。
- ③ このたび、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正により、瀬戸法に規定するみなし指定地域特定施設を処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（以下「中規模し尿浄化槽」という。）と定める同令の規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

(2) 制定の概要

- ① 特定事業場に、水濁法に規定する指定地域特定施設（中規模し尿浄化槽）を設置する工場又は事業場を追加する（別表第1関係）。

現 行		改正案	
水 濁 法	瀬 戸 法	水 濁 法	瀬 戸 法
第2条第2項 特定施設 →条例基準の対象		第2条第2項 特定施設 →条例基準の対象	
第2条第3項 指定地域特定施設 (中規模し尿浄化槽)	第12条の2 みなし指定地域特 定施設 (中規模し尿浄化槽) → <u>条例基準の対象</u>	第2条第3項 指定地域特定施設 (中規模し尿浄化槽) → <u>条例基準の対象</u> に追加	第12条の2 みなし指定地域特 定施設 (なし)

※ 水濁法に規定する指定地域特定施設及び瀬戸法に規定するみなし指定地域特定施設は、それぞれ同法施行令で同一の施設（中規模し尿浄化槽）が定められていた。

- ② その他規定の整備を行う（別表第1及び別表第2関係）。

(3) 施行期日

- ① 施行期日
令和4年11月1日
- ② 経過措置
(2) に伴う必要な経過措置を定める。

(農政環境常任委員会資料)

作成年月日	令和4年10月3日
作成課	農林水産部総務課

第359回 兵庫県議会議案 説明資料

【予算関係】

- I 令和4年度9月補正予算【農林水産部関係】・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【事件決議関係】

- II 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての
市町負担額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- III 国営土地改良事業についての市町負担額の決定・・・・・・・・・・・・ 8
- IV 県が行う建設事業についての市町負担額の決定・・・・・・・・・・・・ 9

第3 事業の概要

1 県民生活の安定化に向けた支援

369,000 千円

一般会計 365,000 千円、勤労者総合福祉施設整備事業特別会計 4,000 千円

(地方創生臨時交付金 336,000 千円)

(1) 県民生活の支援

325,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

ア 県産農産物の購入支援（直売所キャンペーン等）

293,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

食費高騰の影響を受ける県民を支援するとともに、肥料・燃料等の高騰で経営が圧迫されている生産者を支援するため、県産農産物の購入支援・販売促進を実施

(ア) 直売所における消費キャンペーンの実施

県産農産物等購入時に、次回利用できる金券を配布するとともに、消費者理解の醸成促進に向けた取組を支援

○ 金券内容

1回購入2,500円につき500円の金券発行

○ 対象期間

令和4年11月～令和5年1月

(イ) 直売所プラットフォームの構築

兵庫の美味しいものまとめサイト「御食国ひょうご」に、各直売所のSNSと連携したコンテンツを追加し、情報発信を強化

イ 県産農産物の購入支援（量販店と提携したフェア）

32,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

県内量販店と連携し、需要喚起と積極的なPRのため、県産農産物フェアを実施

○ 事業内容

- ・ 県内量販店に県産農産物コーナーを設置
- ・ PR資材、チラシ作成
- ・ 県産品への上乘せポイント付与

○ 対象店舗

100店舗（5量販店×20店舗）

○ 対象期間

令和4年11月～令和5年2月のうち連続する3日間程度

○ 補助率

量販店へ定額補助

(2) 物価高騰等影響の緩和 44,000 千円

一般会計 40,000 千円、勤労者総合福祉施設整備事業特別会計 4,000 千円

(地方創生臨時交付金 11,000 千円)

県立施設等の光熱水費高騰対策 44,000 千円

(地方創生臨時交付金 11,000 千円)

電気・ガス料金の高騰に伴い、県立施設等における冷暖房費等の施設維持費が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を対応

農林水産部関係：農林水産技術総合センターほか25施設

2 原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援 736,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

(1) 企業等の事業継続支援 541,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

ア 施設園芸燃料(LPガス)高騰に対する生産者への支援 15,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

施設園芸生産者に対し、LPガス高騰の対応のため、一時支援金を支給

○ 支給対象

施設暖房・炭酸ガス施用にLPガスを使用する施設園芸生産者

○ 支給額

施設暖房・炭酸ガス施用に使用するLPガス高騰額の1/2相当

イ 粗飼料価格高騰に対する酪農家への支援 198,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

県内酪農家の輸入価格高騰に伴う粗飼料費用の負担増に対し、11月の乳価改定までの対応のため、一時支援金を支給

○ 事業主体

兵庫県酪農農業協同組合 等

○ 支給対象

県内酪農家

○ 支給額

粗飼料の輸入価格高騰額の1/2相当

ウ 配合飼料価格高騰に対する畜産業者への支援（追加） 318,000 千円
（全額地方創生臨時交付金）

穀物の国際価格高騰や輸送コスト上昇等による飼料経費負担増への対応のため、
県内畜産農家等に一時支援金を支給

- 事業主体
兵庫県配合飼料価格安定基金協会 等
- 支給対象
県内畜産農家等
- 支給額
配合飼料の価格高騰額の 1/2 相当

令和4年6月補正
786,000 千円

エ 石油系漁業資材価格高騰に対する漁業者への支援（追加） 10,000 千円
（全額地方創生臨時交付金）

石油系漁業資材（漁網、ロープ等）の価格高騰に対応するため、価格高騰相当
額に対する一時支援金を支給

- 実施主体
兵庫県漁業協同組合連合会
- 支給対象
漁業経営セーフティネット加入者
- 支給額
石油系漁業資材価格高騰額の 1/2 相当

令和4年6月補正
75,000 千円

(2) 省エネ化・新事業展開への支援 195,000 千円
（全額地方創生臨時交付金）

ア 農業生産コストの低減支援 150,000 千円
（全額地方創生臨時交付金）

肥料高騰により影響を受けている農業者に対し、化学肥料低減等生産コスト低
減に資する機械等の導入を支援

- 補助対象
 - ・ 「実質化された人・農地プラン」作成地域の中心経営体
 - ・ 国の肥料価格高騰対策に取り組む者 等
- 補助内容
化学肥料低減等生産コスト低減等に資する機械導入
- 補助件数
20 件
- 補助率
1/2（補助上限 7,500 千円）

イ 施設園芸省エネ機器の導入支援(追加)

15,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

燃油価格高騰により影響を受けている施設園芸生産者に対し、省エネ機器等の導入を支援

○ 補助対象

J A、市町、農業者組織等

○ 補助内容

ヒートポンプ、二重カーテン等の整備経費

○ 補助件数

5件(5件 → 10件)

○ 補助率

1/2

令和4年6月補正

15,000 千円

ウ 自給飼料の増産支援(追加)

30,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

飼料費負担増への対応のため、県内畜産事業者に飼料生産機器の導入を支援

○ 補助内容

畜産農家が自前で飼料生産を実施するのに必要な機器導入等を支援

○ 補助件数

20件(10件 → 30件)

○ 補助率

1/2

令和4年6月補正

15,000 千円

II 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定【第83号議案】

国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業は市町が受益するものであるため、当該管理事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東条川土地改良事業	三木市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	小野市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	加東市	〃
国営加古川西部土地改良事業	姫路市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	西脇市	〃
	小野市	〃
	加西市	〃
	加東市	〃
	多可町	〃
国営東播用水土地改良事業	神戸市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

Ⅲ 国営土地改良事業についての市町負担額の決定【第84号議案】

国営土地改良事業は市町が受益するものであるため、当該建設事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東播用水二期土地改良事業	神戸市	事業費に100分の5.62を乗じて得た償還額と償還利子分の償還額を加えた額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

IV 県が行う建設事業についての市町負担額の決定【第85号議案】

県が行う基幹水利施設ストックマネジメント事業、経営体育成基盤整備事業等は市町が受益するものであるため、当該建設事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
基幹水利施設ストックマネジメント事業	三木市	工事費に100分の21を乗じて得た額
	南あわじ市	〃
	たつの市	〃
	稲美町	〃
	姫路市	工事費に100分の19を乗じて得た額
	加西市	〃
	小野市	農山漁村地域整備交付金事業の工事費に100分の21を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の工事費に100分の19を乗じて得た額
加東市	〃	
経営体育成基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	たつの市	〃
	太子町	〃
	新温泉町	〃
	加古川市	工事費に100分の11.25を乗じて得た額
	福崎町	〃
	南あわじ市	平成27年度以前着手事業の農業競争力強化基盤整備事業の工事費に100分の17.5を乗じて得た額 平成28年度以降着手事業の農業競争力強化基盤整備事業の工事費に100分の12.5を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に100分の10を乗じて得た額 農地整備事業の工事費に100分の10を乗じて得た額
	市川町	農業競争力強化基盤整備事業の工事費に100分の12を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に100分の10を乗じて得た額
かんがい排水事業	丹波市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	豊岡市	工事費に100分の17.5を乗じて得た額
	たつの市	工事費に100分の22.5を乗じて得た額
	丹波篠山市	水利施設等保全高度化事業の工事費に100分の10を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の工事費に100分の15を乗じて得た額

事業名	市町名	負担額
	南あわじ市 加東市	<ul style="list-style-type: none"> 地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額 一般型整備事業の工事費に100分の14を乗じて得た額 大規模地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額 受益面積20ha未満の地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額 一般型整備事業の工事費に100分の14を乗じて得た額
広域営農団地農道整備事業	洲本市 豊岡市 南あわじ市	工事費に100分の15を乗じて得た額 〃 〃
農業用河川工作物応急対策事業	姫路市 赤穂市 三木市 豊岡市 福崎町	工事費に100分の8を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃
土地改良施設耐震対策事業	神戸市 明石市 加古川市 三木市 稲美町	工事費に100分の18を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃
湛水防除事業	赤穂市 南あわじ市	工事費に100分の8を乗じて得た額 〃
特定農業用管水路等特別対策事業	洲本市 丹波篠山市 南あわじ市	工事費に100分の10を乗じて得た額 〃 〃
森林基幹道整備事業	養父市 朝来市 神河町	工事費に100分の10を乗じて得た額 〃 〃
県単独漁港改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額

閉会中の継続調査事件一覧

令和4年度(2022年度)

農政環境常任委員会

件名	項目	調査理由
1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について	(1) 農林水産振興施策の総合的推進について (2) 農林水産物の安定供給及びブランド力強化について	農林水産行政をとりまく環境が厳しさを増すなか、食料問題について消費者、生産者、事業者、行政機関が認識を共有し、互いに連携して、TPP協定等による貿易自由化の影響も見極めながら、国内外の産地間競争に打ち勝つ強い農林水産業を確立する必要がある。 そこで、食料の安定供給と農林水産業の持続的発展に関する施策として、ひょうご農林水産ビジョン2030の推進、農林水産技術の開発普及、“食”の安全・安心の確保と食品流通の円滑化、農林水産業・農林水産物の高付加価値化、楽農生活や県産県消、バイオマスの総合的利活用の推進などについて調査する。
2 農業の振興と農村の活性化について	(1) 農業の担い手育成、農地有効活用及び水田農業の推進について (2) 主要農作物の生産振興について (3) 農業改良普及事業及び環境と調和した農業の推進について (4) 畜産の振興について (5) 農協指導、農業金融、農業保険及び農協検査について (6) 農業生産基盤及び農村環境の整備・保全について	農業従事者の減少や高齢化が進む一方、グローバル化の進展に伴う競争激化、肥料・飼料等の生産資材の高騰、農産物価格の低迷等により、農業経営は一層厳しさを増しているが、本県の農業・農村が今後とも持続的に発展していくためには、生産性の向上や経営の効率化とともに、農業生産を支える農村の活性化を図ることが必要である。 そこで、農業の振興と農村の活性化に関する施策として、生産条件の整備と農地の集積・集約化など有効利用、意欲ある多様な担い手の育成、都市農業の推進、環境に配慮した農業の推進、良質・低コストな農畜産物の生産、農村環境の整備・保全、中山間地域の活性化などについて調査する。
3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について	(1) 林業の振興及び木材利用の推進について (2) 治山対策及び豊かな森づくりの推進について	県土面積の約7割を占める森林は、その人工林の多くが成熟期を迎えており、良質な木材供給と山村地域の経済活性化、また森林の有する水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能の発揮を図るために、森林の適正な管理と森林資源の有効利用が求められている。 そこで、林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上に関する施策として、森林整備と原木の安定供給、県産木材の流通加工体制の整備、県産木材の利用促進、森林・林業の普及活動、県民総参加の森づくりや災害に強い森づくりの推進、治山施設の整備や減災対策などについて調査する。
4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について	(1) 持続的な水産業の実現及び漁港・漁村の整備について (2) 県民総参加による豊かな海づくりについて	水産資源の減少や生産資材の高騰等で厳しい経営環境にある本県水産業の持続的発展には、県民意識の醸成を図りつつ豊かな海の再生を進めるとともに、漁業経営の安定対策、水産物の流通対策等を行うことが必要である。 そこで、水産業の振興と漁村の活性化に関する施策として、水産資源の管理と豊かな漁場の再生、水産物の消費拡大と高付加価値化、漁業経営の安定化と担い手育成、漁港整備の推進、漁村地域の活性化などについて調査する。
5 環境適合型社会の形成と地球環境問題への対応及び自然環境の保全・再生について	(1) 環境の保全と創造及び温暖化対策の総合的推進について (2) 自然環境の保全と再生及び野生鳥獣の保護管理の推進について	次世代に継承する環境適合型社会を実現するためには、県民・NPO・事業者・行政等のあらゆる行動主体の「参画と協働」による取組が重要であり、明確な環境施策のもとに、事業者への指導、県民への情報提供を行っていくことが不可欠である。 また、自然と共生する社会を構築するためには、人間活動と密接に関連しながら育まれてきた自然環境や生物多様性について、人と自然の新たな関係のもとで、保全・修復を進める必要がある。 そこで、環境適合型社会の形成と地球環境問題の対応及び自然環境の保全・再生に関する施策として、「第5次兵庫県環境基本計画」の推進、兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づく取組の推進、生物多様性保全と野生鳥獣による農林業被害防止などについて調査する。
6 地域環境負荷の低減と循環型社会の構築について	(1) 大気・水・土壌の保全対策及び環境影響評価の推進について (2) 廃棄物対策の推進について	環境と共生した経済社会システムへと転換していくためには、資源やエネルギーの効率的利用と自然界への廃棄物等の排出を最小化するとともに、地域単位での物質循環に係る環境負荷の最小化を図ることが必要である。 そこで、地域環境への負荷低減と循環型社会の構築に関する施策として、大気・水・土壌環境の保全対策や、廃棄物対策などについて調査する。